

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長

(公印省略)

特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について（通知）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力いただきお礼申し上げます。

このことについて、環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室長から、令和 6 年 2 月 29 日付け環水大環発第 2 4 0 2 2 8 4 号で通知がありましたので、写しを送付します。

通知の概要は下記のとおりとなりますので、内容について御了知ください。

また、必要に応じ貴団体会員へ周知いただくとともに、今後もより一層の石綿対策に努めていただくようお願いいたします。

記

1 通知の概要

- (1) 石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 1 0 5 号。以下「改正省令」という。）が令和 5 年 8 月 2 9 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日に施行される。
- (2) 改正省令においては、除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があると認められることから、石綿則第 1 3 条及び石綿則第 6 条の 2 第 3 項第 2 号（第 6 条の 3 で準用される場合を含む。）に規定する措置について、石綿等の常時湿潤化の措置に限定せず、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を講じることが義務付けられた。
- (3) 大気汚染防止の観点からも同様に整理することが可能であることから、大気汚染防止法施行規則（昭和 4 6 年厚生省・通商産業省令第 1 号。）別表第 7 の 3 の項口（2）並びに別表第 7 の 4 の項口及びハ（2）に規定する「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」については、「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を同表 3 の項及び 4 の項に規定する「これと同等以上の効果を有する措置」として取り扱って差し支えない。
- (4) 本通知は、電動工具による石綿含有成形板等の切断、破碎等を推奨する趣旨ではない。

【担当】

環境生活部大気保全課大気規制班 関口

TEL : 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 0 4

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp